

官報 号外

平成十八年十一月二十八日

○第百六十五回国衆議院會議録 第十八号

平成十八年十一月二十八日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十八年十一月二十八日

午後一時開議

第一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会、内閣提出)

地方分権改革推進法案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員藤尾正行君は、去る十月二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

藤尾正行君に対する弔詞は、議長において去る十一月二十四日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに内閣委員長、文教委員長の要職につき、また再度國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等藤尾正行君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第百六十四回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案を議題と

いたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長河本三郎君。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(河本三郎君登壇)

○河本三郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、将来の道州制導入の検討に資するため、道州制特別区域を設定し、広域行政を推進しようとするものであります。

その概要は、道州制特別区域基本方針の閣議決定、道州制特別区域計画の作成、交付金等の特別の措置及び内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部の設置等について定めることとしております。

本案は、さきの第百六十四回国会に提出及び付託され、政府から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となつていたものであります。

今国会においては、十一月一日から質疑に入り、参考人からの意見聴取やいわゆる地方公聴会を行うなど慎重に審査を行い、去る二十二日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。逢坂誠二君。

(逢坂誠二君登壇)

○逢坂誠二君 民主党の逢坂誠二でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、たいま議題となりましたいわゆる道州制特区推進法案につきまして、反対の立場から討論を行います。

(拍手)

私は、現下の日本の諸課題を解決し、この国がさらにしっかりと未来に向かって進んでいくためには、中央集権の国家体制から自律分散型の分権型社会への転換が必須だと考えております。しかも、分権は、日本の政治、行政のあり方を根底から見直す改革の本丸であると私は確信をしております。

本年二月二十八日には、地方制度調査会から道州制のあり方に関する答申が出され、その中で、道州制の導入は地方分権を加速させる可能性があると指摘されました。

しかし、今回の法律案には相当に大きな欠陥があり、道州制を初め真の分権とは無縁の内容であることをごく明かにしたいと思ひます。

(拍手)

本法律案は、広域行政の推進が大きな目的となつています。また、三以上の都府県の合併を一つの条件として、北海道以外の全国に展開できる内容となつております。

しかしながら、この三以上の都府県の合併は、衆議院内閣委員会での参考人質疑において、厳し過ぎる条件との指摘があり、事実上、北海道以外の地域が道州制特別区域になることは無理であることが関係者によって明らかになりました。

つまり、北海道以外の全国の他地域から見れば、この法案は、道州制特別区域における広域行政の推進ではなく、広域行政の推進を阻害する法案となつてゐるのです。これは、全国的に見て極めて大きな問題と言わざるを得ません。

安倍総理は、道州制ビジョンの策定に言及され、いわゆる道州制について前向きな姿勢を示しておられます。その姿勢を担保するためには、全国でさまざまな広域的な取り組みを行い、数多くの知見を得ることも有効なことかと思われ、本法案はそれを阻害する、まことに皮肉な内容と言わざるを得ません。

また、この法案は、さきの参考人質疑からも、事実上、北海道への地域限定法と指摘できるわけであり、その場合、当然に、憲法九十五条に規定する住民投票の実施が必要となる可能性があります。それを実施しなければ、憲法の趣旨に反するおそれもあるわけであり、

本法案では、道州制特別区域と銘打っています。道州制とは何かについての言及もなく、あえて道州制という言葉を入れたんだその理念、真意を読み取ることができません。いわゆる道州制の定義やその理念に言及できないのであるならば、単に、特別区域における広域行政の推進法案でよかったはずであります。また、あえて三以上の都府県の合併を条件とする規定も余り意味を持ちません。

つまり、本法案の实体は、単なる広域行政の推進法案であると指摘することができます。

この法案が単なる広域行政の推進法案であるなら、既に広域的取り組みを行っている北海道が全国の他地域に先駆けて先行モデルになる意味があ

りません。これは、さきの内閣委員会の参考人質疑でも指摘をされた点であります。

もし仮に、本法案が単なる広域行政の推進法案ではないとするならば、なぜ道州制という言葉を入れ込み、都府県をまたぐ広域行政という新たな試みを行う必要のない北海道を先行モデル地域にしたのか、その説明が必要だと思われ、その点に全く言及がなく、立法の真意が見えないのであります。

以上を初め、本法案は、地元北海道での議論周知不足、そして地元の思いと政府の立法意図とのずれなどもあり、さまざまな問題を抱えており、

特に北海道には、市町村など基礎自治体のあり方をどうするのか、逼迫する自治体財政をどう立て直すのか、真の分権型社会の構築をどうすべきかなど、真正面から今まさに早急に取り組まなければならない数多くの課題があります。しかし、それらを内容の不確かな道州制というオブラートにくるむことによって、数多くの課題の本質を見えなくする可能性があるばかりか、さらにそれらの解決を先送りする懸念もあります。

このように大変課題の多い本法案は到底容認できるものではないことを指摘し、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方分権改革推進法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方分権改革推進法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 地方分権改革推進法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

地方分権改革推進法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君 ただいま議題となりました地方分権改革推進法案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、旧地方分権推進法等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革

を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとするものであります。

本法案は、去る十一月二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、七日から質疑に入り、十四日には参考人からの意見聴取を行い、十五日にはいわゆる地方公聴会を秋田県及び静岡県において開催し、地元地方公共団体関係者等からの意見聴取を行い、さらに、本日安倍内閣総理大臣等に質疑を行うなど、幅広い角度から慎重かつ熱心な審査を行いました。

本日質疑を終局したところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同により、財政上の措置のあり方の検討を行うに当たっては、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとする、内閣総理大臣は、地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする、これを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席国務大臣

総務大臣 菅 義偉君
国務大臣 佐田玄一郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、安倍内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第五二八号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十八年十一月十七日(金)午後一時羽田空港発、十一月二十日(月)午後九時四十五分同空港着の予定で、ベトナム社会主義共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成十七年度犯罪被害者等施策」に関する報告

国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成十七年度国の債権の現在額総報告

物品管理法第三十八条の規定による平成十七年度物品増減及び現在額総報告

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成十七年度食育推進施策」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

片山さつき君

補欠

渡部 篤君

安全保障委員

辞任

安次富 修君

補欠

高鳥 修一君

瓦 力君

仲村 正治君

宮路 和明君

山内 康一君

山崎 拓君

馳 浩君

小野 次郎君

近江屋信広君

杉田 元司君

平 将明君

議院運営委員

辞任

土井 亨君

桜井 郁三君

清水清一朗君

藤井 勇治君

松本 純君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

大串 博志君

小川 友一君

佐藤ゆかり君

とかしきなおみ君

松本 洋平君

小沢 鋭仁君

猪口 邦子君

大塚 拓君

北村 茂男君

山本ともひろ君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

安全保障委員

辞任

安次富 修君

石破 茂君

大塚 拓君

高木 毅君

宮路 和明君

高鳥 修一君

土井 亨君

桜井 郁三君

清水清一朗君

藤井 勇治君

松本 純君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

大串 博志君

小川 友一君

佐藤ゆかり君

とかしきなおみ君

松本 洋平君

小沢 鋭仁君

猪口 邦子君

大塚 拓君

北村 茂男君

山本ともひろ君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

安全保障委員

辞任

安次富 修君

石破 茂君

大塚 拓君

高木 毅君

宮路 和明君

安次富 修君

瓦 力君

松本 純君

藤井 勇治君

清水清一朗君

桜井 郁三君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

大串 博志君

小川 友一君

佐藤ゆかり君

とかしきなおみ君

松本 洋平君

小沢 鋭仁君

猪口 邦子君

大塚 拓君

北村 茂男君

山本ともひろ君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

安全保障委員

辞任

安次富 修君

石破 茂君

大塚 拓君

高木 毅君

宮路 和明君

小野 次郎君

篠田 陽介君

杉田 元司君

橋本 岳君

馳 浩君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

萩山 教嚴君

松本 洋平君

小沢 鋭仁君

大塚 拓君

牧原 秀樹君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

赤澤 亮正君

遠藤 武彦君

嘉数 知賢君

木原 誠二君

寺田 稔君

小川 淳也君

渡辺 周君

長島 忠美君

西銘恒三郎君

田村 謙治君

鈴木 克昌君

飯島 夕雅君

近江屋信広君

馬渡 龍治君

大塚 拓君

安次富 修君

高木 毅君

石破 茂君

宮路 和明君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

萩山 教嚴君

松本 洋平君

小沢 鋭仁君

大塚 拓君

牧原 秀樹君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

武藤 容治君

飯島 夕雅君

西銘恒三郎君

長島 忠美君

馬渡 龍治君

鈴木 克昌君

田村 謙治君

近江屋信広君

山本 明彦君

岩國 哲人君

小川 淳也君

遠藤 武彦君

木原 誠二君

寺田 稔君

財務金融委員 武藤 容治君 山本 明彦君 岩國 哲人君 赤澤 亮正君 嘉数 知賢君 渡辺 周君	補欠	川条 志嘉君 大塚 拓君 猪口 邦子君 松木 謙公君 園田 康博君	佐藤ゆかり君 とかしきなおみ君 広津 素子君 小沢 鋭仁君 鈴木 克昌君 馬淵 澄夫君 川条 志嘉君 猪口 邦子君 大塚 拓君 とかしきなおみ君 佐藤ゆかり君 馬淵 澄夫君 鈴木 克昌君 園田 康博君	近藤 洋介君 園田 康博君 松木 謙公君	一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 近江屋信広君 後藤田正純君 保岡 興治君 細川 律夫君 横山 北斗君 原田 義昭君 平井たぐや君 安井潤一郎君 松木 謙公君 山井 和則君 補欠 安井潤一郎君 平井たぐや君 原田 義昭君 山井 和則君 松木 謙公君 保岡 興治君 後藤田正純君 近江屋信広君 横山 北斗君 細川 律夫君	安全保障委員	補欠	仲村 正治君 山内 康一君 山崎 拓君 篠田 陽介君 小野 次郎君 西銘恒三郎君 福田 峰之君 西銘恒三郎君 篠田 陽介君 山崎 峰之君 小野 次郎君 山内 康一君 仲村 正治君 山崎 拓君	一、去る十六日、青少年問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 田嶋 要君（理事奥村展三君去る八日委員辞任につきその補欠） （特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 青少年問題に関する特別委員 石井 郁子君 高橋千鶴子君 補欠 高橋千鶴子君 石井 郁子君	一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 長島 忠美君 村田 吉隆君 松本 龍君 鍵田忠兵衛君 木原 誠二君 松木 謙公君 補欠 鍵田忠兵衛君 木原 誠二君 松木 謙公君 長島 忠美君 村田 吉隆君 松本 龍君	一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員	補欠	蘭浦健太郎君 松木 謙公君 松原 仁君 重野 安正君 高鳥 修一君 菊田真紀子君 西村智奈美君 阿部 知子君 高鳥 修一君 西村智奈美君 菊田真紀子君 阿部 知子君 蘭浦健太郎君 松原 仁君 松木 謙公君 重野 安正君	一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 （議案提出） 平成十七年度一般会計歳入歳出決算 平成十七年度特別会計歳入歳出決算 平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書 平成十七年度国庫増減及び現在額総計算書 平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 （議案受領） 日本国教育基本法案 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案	一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 （議案送付）	信託法案（第六十四回国会内閣提出、本院継続審査） 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第六十四回国会内閣提出、本院継続審査）	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 教育基本法案（第六十四回国会内閣提出、本院継続審査）	一、去る十六日、次の予備的調査要請書を受領した。 （予備的調査要請書受領） 中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書（松本剛明君外四十五名提出、平成十八年衆予調第二号）	一、去る二十一日、次の予備的調査要請書を受領した。 （予備的調査要請書受領） 独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書（武正公一君外五十四名提出、平成十八年衆予調第三号）	一、去る十七日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。 中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書（松本剛明君外四十五名提出、平成十八年衆予調第二号） 一、去る二十一日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。 独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書（武正公一君外五十四名提出、平成十八年衆予調第三号）	総務委員会 送付
--	-----------	--	---	-------------------------------------	--	---------------	-----------	---	--	--	---	-----------	---	---	---	--	--	---	--	--	---	-----------------

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

教育基本法案に関する質問主意書(江田憲司君提出)

不動産登記オンライン指定再開に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

サマワ自衛隊派兵に関する質問主意書(河村たかし君提出)

道路交通法の執行に関する質問主意書(河村たかし君提出)

政治と外務省の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

市民参加行事の開催に関する質問主意書(高山智司君提出)

週刊現代に対する外務省の抗議に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

水俣病のすべての被害者の早期救済等に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省在外職員の人脈構築費に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

軍隊、戦力等の定義に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

秋田県警本部の連続児童殺害事件への対応に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)

介護保険制度等に関する質問主意書(山井和則君提出)

民間で行うことが可能な業務に関する質問主意書(山井和則君提出)

日朝交渉を担当した外務省幹部に対する当時の外務事務次官の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇二年八月二十一日夜の外務事務次官室における会議に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省報道課長による設宴等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ひろしまドッグばーくの動物愛護管理法上の取扱い等に関する質問主意書(松本大輔君提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の求償に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

外務省が保管するワインに関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

米国国務副長官から外務事務次官に対するミスターXについての照会に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

教育振興基本計画の検討状況等に関する質問主意書(松本大輔君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出看護師の確保対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出非核三原則に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子君提出やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問に対する答弁書

平成十八年十一月七日提出
質問 第一四一号

官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問主意書

一 内閣総理大臣補佐官は、いつ、どのような目的で設置されたか。

二 二〇〇六年十一月六日発売の「週刊現代」(講談社)に同年十月六日、西田恒夫外務審議官(以下、「西田審議官」という。)が報道関係者に語った内容についての記事が掲載されているが、その中で、「西田審議官」の発言として、

「なぜいまさらの場順三(前大和総研理事長・七十二歳)が内閣官房副長官に選ばれたのかわからない。民間からの抜擢を意識したんだろうが、そもそも事務担当の官房副長官は、霞が関にいらみをきかせるのが仕事だ。だから旧内務省系の官僚のほうが本当はやりやすい(的場氏は旧大蔵省OB)。民間出身である必要はまったくない。外交でまったく実績もない小池百合子が安全保障担当の首相補佐官に選ばれたのも、まったく理由がわからない。不思議だ」という記述があることを外務省は承知しているか。

三 二の発言を「西田審議官」が行ったという事実があるか。

四 外務省は的場順三氏が内閣官房副長官に選ばれた理由がわからないと考えているか。

五 外務省は事務担当の内閣官房副長官が民間出身者である必要はないと考えているか。

六 外務省は小池百合子内閣総理大臣補佐官が外交でまったく実績を持たないという認識を有しているか。有しているとするならば、その具体的根拠を明らかにされたい。

内閣衆質一六五第一四二号
平成十八年十一月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、平成八年に設置されたものである。

二について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三について

外務省として御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。

四及び五について

内閣官房副長官の任用について、外務省としてお答えする立場にない。

六について

外務省として御指摘のような認識は有していない。

平成十八年十一月十七日提出
質問 第一 四二 号

外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員に対する懲戒処分に関する質問主意書

一 二〇〇六年一月一日以後、同年十一月六日まで外務省職員で国家公務員法上の懲戒処分及び外務省内規上の処分を受けた者の人数を、それぞれ明らかにされたい。

二 一のうち飲酒運転で処分を受けた者がいるか。いるならば国家公務員法上の懲戒処分及び外務省内規上の処分を受けた者の人数を、それぞれ明らかにされたい。

三 一のうち痴漢で処分を受けた者がいるか。いるならば国家公務員法上の懲戒処分及び外務省内規上の処分を受けた者の人数を、それぞれ明らかにされたい。

四 一のうち窃盗、万引きで処分を受けた者がいるか。いるならば国家公務員法上の懲戒処分及び外務省内規上の処分を受けた者の人数を、それぞれ明らかにされたい。

五 外務省職員に対する懲戒処分は適正に行われているか。右質問する。

内閣衆質一六五第一四二号
平成十八年十一月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する懲戒処分に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年一月一日から同年十一月六日までの間に、外務省職員で、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づく懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた者は三名であり、外務省の内規に基づく処分（以下「内規処分」という。）を受けた者は十二名である。

二について

酒気帯びの状態（酒気帯びの状態であった疑いのあるものを含む。）で自動車を運転したこと（理由として懲戒処分を受けた者が二名及び内規処分を受けた者が一名である。）

三及び四について

お尋ねの者はいない。

五について

外務省としては、個別の事案に応じて、職員に対する懲戒処分を適正に行っているものと認識している。

平成十八年十一月八日提出
質問 第一 四三 号

看護師の確保対策等に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

看護師の確保対策等に関する質問主意書

医療現場においては、医療技術の進歩、患者の高齢化、重症化、平均在院日数の短縮化等に伴う、看護師業務の複雑多様化、業務密度の高度化による業務内容の変化と業務量の激増によって、健康破壊やバーンアウトが後を絶たない状況にある。

沖縄県のA総合病院では、入院患者の高齢化、重症化の他、全体的にケアに手がかる患者が急増しており、それに見合う看護が必要になってくるものの、看護師不足のために体制がとれず、看護師は、過重な勤務を余儀なくされ患者への影響も出てきていることである。

例えば、脳外科をはじめとする外科を中心とした急性期病棟に看護師の手がとられて、ケアが必要な一般の患者への対応ができない状況にある。

夜勤の場合は、各病棟三人体制であり、目を離せない重症患者や認知症等の看護のために緊張の連続であるという。

集中治療室（ICU）では、現在、最低三名の看護師が不足し、夜勤が月に一三回から一六回という異常な状態が続いているとのことである。

看護師は、この仕事に使命感とやりがいを持ってきたにもかかわらず、毎日の過酷な業務で意欲や向上心が希薄になっていくと訴えている。

また、常時、産休は二〇人から三〇人、五人に三人は産休をとっているという病棟もあるが、代替看護師が確保できないとか、あるいは育児休業を取つて職場に復帰する場合、業務があまりにも忙しいためにリハビリ・研修を行う余裕がなく、適切な看護・対応ができないと悲痛な声で訴えている。

日本医療労働組合連合会が実施した調査では、夜勤、交替勤務でありながら、毎日長時間の時間外労働を強いられ、慢性疲労の七七・六パーセントを含め、何らかの疲れを感じるとの回答が九七・九パーセントにも達する。また、七三・一パーセントの看護職員が辞めたいと答えている。

二〇〇四年度の日本看護協会の調査によると、一年以内の新卒看護師の離職率は全国平均で九・三パーセントである。

また、東京医療関連労働組合協議会が、約五千人の看護師に行った調査では、新人の看護師が病院で先輩が付き添って受ける夜勤の研修回数は二・一回、準夜勤が二・二回で、六割の看護師が「三回以上は必要」と答え、自立後の不安では「ミスを起こすのではないか」との回答が七八パーセントを占め、三月以内に辞めたいと思った看護師は二六パーセントとなっている模様である。

このような看護師の勤務状況では、医療安全の確保や患者への十分な看護が行えないものであり、看護師確保は喫緊の課題である。

従って、以下の事項について質問する。

一 看護師の勤務実態に対する認識について

1 看護師の勤務実態について、どのような業務に多くの時間を費やしているのか、また、過重な負担がかかっているのか等を把握することが必要と考えるが、政府は看護師の勤務実態についてどのような項目の調査を行っているのか、また、調査結果についての政府の見解を問う。

2 前文で指摘した各団体による調査結果等についての政府の見解を問う。

二 第六次看護職員需給見通しについて

1 第六次看護職員需給見通しについては、年次有給休暇の取得日数の算定が策定方針通りでない医療機関や都道府県があったことや医療制度改革の影響を考慮していないことなどから実態を捉えていないものと考えられる。医療安全確保や必要な在宅医療を提供するためには、再度、実態調査を行い必要な看護師数を算定し対策を講じるべきであると考え、政府の見解を問う。

2 今回の医療制度改革における個別の施策及び診療報酬改定が需給見通しに与える影響（需給の増減）について明らかにされたい。

三 平成十八年度診療報酬改定について

1 政府は、医療費抑制策の一環として、平成十八年度四月からの診療報酬を全体で、三・一六パーセント引き下げる改定を行った。更に今回の改定では、平均在院日数の短縮、医療の安全確保、看護職員の労働条件の改善等の理由で、急性期病床における入院基本料の見直しを行い、入院基本料の算定に当たっては、看護師一人当たりの月平均夜間勤務時間を七十二時間以下とすることが前提とされ、看護師の配置が一定以上であれば、より高い入院基本料を算定できることとなった。このため、看護師の配置が十分に行えない医療機関においては診療報酬が減少となることから、看護師確保のために医療機関で競合する状況となった。そもそも看護師が不足している状況に加え、今回の改定がこうした事態を招いたとの指摘があるが、政府の見解を問う。

2 看護師不足が深刻化する中で、大学病院を

はじめとした大病院は、全国各地で看護学校や看護大学の新卒予定者の大量募集活動を繰り広げる一方で、地域医療を担ってきた地方の中小病院は、看護師が確保できず経営悪化や廃院に追い込まれかねない危機に直面している。このことに対する政府の認識と今後の対応策についての見解を問う。

四 今後の看護職員の確保について

1 厚生労働省は看護師不足対策として、全国に五五万人いるとされる潜在看護師（六五歳以下で看護師免許を持ちながら従事していない者）に対する臨床実務研修等を実施し、就労促進を図るとしている。そこで、この五五万人の推計の根拠、年齢構成毎の免許保持者数、就業歴及び再就業者数を把握しているものとするが、明らかにされたい。

2 第六次看護職員需給見通しに関する検討会報告書では、潜在看護師五五万人のうち、再就業者数は、平成十八年には約八万五千人から平成二十二年には約九万八千人と約一万三千人増加すると推計している。厚生労働省は、その推計した目標を達成するためにどのような対策を講じるのか。

3 日本看護協会の調査では、新人看護師の半数以上が就職二ヶ月以内に夜勤を開始しており、医療内容が高度化、専門化の中で、基礎教育終了時点の能力と看護現場で求める能力のギャップも多く、一年以内に離職する新人看護師の割合も九・三パーセントとなっている。このような状況を解消し、安心して長く働き続けるためには看護師の卒後研修制度の制度化が必要と考えるが、政府の見解を問う。

4 また、「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」報告書でも卒業直後に行われる研修制度の制度化的必要性について指摘されているが、その検討状況を問う。

5 第六次看護職員需給見通しに基づく供給数を確保するためには、再就職支援等の対策に加え、各医療機関における離職防止対策、労働環境の改善、及び地域医療を支える中小病院に看護師を配置させる取組みなど、総合的な看護師確保対策が必要と考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六五第一四三号

平成十八年十一月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出看護師の確保対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出看護師の確保対策等に関する質問に対する答弁書

一の1について

厚生労働省においては毎年「賃金構造基本統計調査」を実施しているが、その中で看護師の勤務実態に係る調査項目としては、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数等について調査を実施しているところである。これらの調査項目からは、御指摘の「どのような業務に多くの時間を費やしているのか、また、過重な負担がかかっているのか等」について

て把握することは困難であるが、例えば、平成十七年に実施した調査の結果が集計されている超過実労働時間数及び所定内労働時間数について見ると、看護師に係る数値が他の医療関係職種に係るものと比べ劣っているとは必ずしも言えないと考える。

一 の2について

御指摘の「各団体による調査結果等」については調査対象者が限られていることなどから看護職員の勤務実態についての現状を正確に反映しているとは必ずしも言えないと考えるが、政府としては、医療の安全を確保し、良質な医療を提供するためには、看護職員の確保とともに、その勤務条件や職場環境等を改善していくことが重要であると考えており、今後とも看護職員の養成、処遇の改善、就業の推進等総合的な看護職員確保のための施策を推進してまいりたい。

二 の1及び2について

御指摘の「第六次看護職員需給見通し」については、今回の医療制度改革及び平成十八年度の診療報酬改定（以下「医療制度改革等」という。）の議論に先行して各医療機関に対する実態調査や数値の算定が行われたことから、医療制度改革等に盛り込まれた個別の施策の影響を反映したものとはなっていないが、これらの施策は平成十八年四月から順次施行されている状況であり、その経過をしばらく見る必要があることから、現時点において、御指摘のような対策を講じることは適当でなく、また、今回の医療制度改革等が看護職員の需給見通しに与える影響についてお示しすることは困難である。

三 の1について

厚生労働省において平成十八年度の診療報酬改定後の本年五月一日現在及び八月一日現在における入院基本料の施設基準の届出状況を調査したところ、十分な看護職員が配置できないなどの理由から診療報酬点数が低く設定されている特別入院基本料を算定する旨を届け出た保険医療機関の数は減少してきており、現時点において医療機関における看護職員の確保に重大な支障を来しているとは考えていない。

三 の2について

看護職員の採用活動を積極的に行っている医療機関があり、一方で地方の中小病院において看護職員の確保が困難となつてきているとの指摘等があることは承知しており、今後、医療機関における看護職員確保の実態等の把握に努めてまいりたい。

四 の1について

御指摘の「潜在看護師」の「推計の根拠」については、毎年、国家試験合格率等を基に推計した平成十四年末現在の六十五歳以下の看護師等の免許保持者数から同年末の六十五歳以下の看護職員の就業者数を減じて求めたものであるが、「年齢構成毎の免許保持者数」、「就業歴」及び「再就業者数」については把握していない。

四 の2について

厚生労働省においては、看護職員の確保が困難な地域及び医療機関のため、いわゆる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図るモデル事業等に取り組んでいるところであり、今後とも、看護職員確保のための施策を推進してまいりたい。

四 の3及び4について

新人看護職員の研修の制度については、御指摘の報告書において「看護師の質を確保し、向上させるためには新人看護職員に対する研修について何らかの制度化をすることは不可欠である」等の指摘があるが、厚生労働省においても新人看護職員の研修の在り方についての検討の必要性は認識しており、現在、新人看護職員の研修の在り方について検討を行うための会議を来年度開催することについて検討中である。

四 の5について

厚生労働省においては、従来より、民間の看護師等養成所の運営に対する補助、医療機関等からの看護職員の離職の防止対策、看護職員の再就業等の支援、看護職員等の処遇の改善のための病院内保育所運営に対する補助等の施策を実施してきており、今後とも、これらの施策を通じて看護職員確保のための施策を総合的に推進してまいりたい。

平成十八年十一月八日提出
質問 第一四四号

内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に
対する外務審議官の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官
に対する外務審議官の認識に関する質問主
意書

一 内閣総理大臣秘書官はどのような職務に従事
しているか。

二 二〇〇六年十一月六日発売の「週刊現代」（講
談社）に同年十月六日、西田恒夫外務審議官（以

下、「西田審議官」という。）が報道関係者に語った内容についての記事が掲載されているが（以下、「週刊現代記事」という。）、その中で、「西田審議官」の発言として、

「首相補佐官に抜擢されているいい気になつて
いるが、世耕はバカだな。首相のぶら下がり取材
の回数にこだわって、あんなに記者クラブとや
り合う必要はない。ようするに彼は小泉時代と
違うことをやって、自分を売り出したいだけだ
ろう。『これからは一日三回やります』ぐらいの
ことを言っておけば、マスコミなんか黙つてし
まうのに」

という記述があることを外務省は承知している
か。

三 二の発言を「西田審議官」が行ったという事実
があるか。

四 外務省は、世耕弘成内閣総理大臣補佐官をバ
カであると評価しているか。

五 外務省は、世耕弘成内閣総理大臣補佐官が、
小泉政権時代と異なる行動をして、自己を売り
出すことを考えていると認識しているか。

六 「週刊現代記事」において、

「一番ゴーマンになつてゐるのが、首相秘書
官に抜擢された井上だ。彼はもともと旧国鉄
の機関士出身だ。それが民営化のときに旧総理
府にノンキャリアで入り、たまたま官房副長官時
代の安倍に仕えたときに気に入られた。社会の
上辺だけを歩んできた安倍が、下流社会から這
い上がってきた井上をどう生かすかは大いに見
ものだな」という記述があることを外務省は承知している
か。

七 六の発言を「西田審議官」が行ったという事実があるか。

八 外務省は、井上義行内閣総理大臣秘書官が一番傲慢になっているという評価をしているか。

九 外務省は、井上義行内閣総理大臣秘書官が、下流社会から這い上がってきた人物であると認識しているか。

十 外務省は、「週刊現代記事」について「西田審議官」から事情聴取を行ったか。

十一 外務省は、正直であることが外務省幹部の資質として重要と認識しているか。

内閣衆質一六五第一四四号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣秘書官は、内閣総理大臣の命を受け、秘書的業務に従事しているところである。

二及び六について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三及び七について

外務省として御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。

四、五及び八について

外務省として御指摘のような評価又は認識は有していない。

九について

御指摘の個人の経歴について、外務省としてお答えする立場にない。

十について

外務省としては、正直さは、外務省職員に求められる資質の一つであると考えている。

平成十八年十一月九日提出
質問 第一四四号

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

意書

〔前回答弁書〕（内閣衆質一六五第一一号）を踏まえ、追加質問する。

一 現在、外務省が保管する約八千本のワインについて、取得後比較的速やかに供用することを通例とするものの本数を明らかにされた。

二 外務省が保管するワインの中で、取得後比較的速やかに供用することを通例としないワインについては、物品管理法第三十六条及び物品管

理法施行令第四十二条の規定に基づき、物品管理簿等必要な帳簿を備え、必要な事項を記載または記録しているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一四五号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインに関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの約八千本のワインについては、取得後比較的速やかに供用することを通例とするものであると否にかかわらず、物品管理簿等必要な帳簿に必要な事項を記載又は記録している。

平成十八年十一月九日提出
質問 第一四六号

非核三原則に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

非核三原則に関する再質問主意書

〔前回答弁書〕（内閣衆質一六五第二二五号）を踏まえ、追加質問する。

一 政府は、現下の国際情勢を踏まえ、閣僚が核保有を巡る議論を行うことが適当と考えるか。

二 政府は、現下の国際情勢を踏まえ、一般職の

国家公務員が核保有を巡る議論を行うことが適当と考えるか。

三 政府は、現下の国際情勢を踏まえ、民間の有識者が核保有を巡る議論を行うことが適当と考えるか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一四六号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出非核三原則に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出非核三原則に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「核保有を巡る議論を行うこと」等の意味が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、非核三原則を堅持することとしており、その見直しについて議論することは考えていない。

平成十八年十一月九日提出
質問 第一四七号

週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問主意書

一 二〇〇六年十一月六日発売の「週刊現代」（講談社）に同年十月六日、西田恒夫外務審議官（以

下、「西田審議官」という。)が報道関係者に語った内容についての記事が掲載されているが(以下、「週刊現代記事」という。)、その中で、「西田審議官」の発言として、 「安倍さんは所信表明演説に力がいっている。ずいぶん書き直させたいよ。結局、棒読みだと批判されたけれど、あれはしかたがないだろう。小泉さんが特別だっただけ。それと比べたらかわいそうだ。安倍さんは総理になつて、使命感が出てきたようにみえる。人にまかせず自分でやろうというタイプのようだ。どんな頼もしくなってきた。ただ、長期政権にしたいのか、短期でもいいのか、そこをどう考えているのかは見えてこない。スロースターターで本格政権を目指すのか、それとも一気に浮上して押し切るつもりなのか、その戦略が、はっきりしていない」という記述があることを外務省は承知しているか。	という記述があることを外務省は承知しているか。 五 四の発言を「西田審議官」が行ったという事実があるか。 六 外務省は安倍晋三内閣総理大臣が補欠選挙を意図して、中国と韓国への訪問を急いだと認識しているか。 七 「週刊現代記事」の中に、「西田審議官」の発言として、 「ノ・ムヒョンは変わり者なので、正直相手にはしたくない。来年までの政権もたないんじゃないか。北朝鮮はとにかくアメリカの動きだけをみている。最悪のケースは、北が核兵器をイランに売り渡すことだ。もしそうなれば、アメリカはすぐに北への空爆に踏み切るだろう」という記述があることを外務省は承知しているか。	内容がマスメディアに報道されたことが日韓関係に肯定的影響を与えると外務省は認識しているか。 十三 「週刊現代記事」について、外務省が「週刊現代」編集部並びに講談社に同省の意見を伝えたいという事実があるか。事実があるならば、その内容を明らかにされたい。 右質問する。 内閣衆質一六五第一四七号 平成十八年十一月十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問に対する答弁書 一、四及び七について 外務省として、御指摘の記述については承知している。 二、五及び八について 外務省として、御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。 三について 外務省として、内閣の任期についてお答えする立場にない。 六及び九について 外務省として、御指摘のような認識は有していない。	十について 外務省として、盧武鉉大統領の任期は平成二十年二月二十四日までであるものと承知している。 十一について 御指摘の事例はあるが、外務省として、外交上の個別のやりとりの詳細について明らかにすることは、韓国との関係もあり、差し控えた。 十二について 外務省として、個々の報道の内容が日韓関係に与える影響について一概にお答えすることは困難である。 十三について 外務省として、週刊現代に対し、読者に誤解を与え、また、名前を特定された関係者に多大な迷惑をかける記事を掲載したことにつき厳重な抗議を行った。
二 一の発言を「西田審議官」が行ったという事実があるか。 三 外務省は、安倍政権が長期政権になるか短期政権になるか見えないという認識を有しているか。 四 「週刊現代記事」の中に、「西田審議官」の発言として、 「訪中はずいぶん前から準備をしていた。まず最初にいくべきは中国だというのがあったからね。なにより安倍さんは、補選を意識して中韓訪問を急いでいた。総理になつて最初の選挙には絶対に負けられないからだ。しかし長い目で見れば、最初の選挙なんてどうでもいいのだが、その辺は気が小さい」	八 七の発言を「西田審議官」が行ったという事実があるか。 九 外務省は、盧武鉉韓国大統領が変わり者であるので相手にしたくないという認識を持っているか。 十 外務省は、韓国の盧武鉉政権が来年までもたないという予測をしているか。しているならば、その予測の根拠を明らかにされたい。 十一 「西田審議官」は現職として韓国政府との外交交渉に従事したことがあるか。あるならば、直近二回の会談の時期と会談相手を明らかにされたい。 十二 「西田審議官」が「ノ・ムヒョンは変わり者なので、正直相手にはしたくない。来年までの政権もたないんじゃないか」と述べたとの	衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代が報道した外務審議官の発言に関する質問に対する答弁書 一、四及び七について 外務省として、御指摘の記述については承知している。 二、五及び八について 外務省として、御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。 三について 外務省として、内閣の任期についてお答えする立場にない。 六及び九について 外務省として、御指摘のような認識は有していない。	平成十八年十一月九日提出 質問 第一四八号 北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男 北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問主意書 一 我が国固有の領土である北方四島における郵便、電話、電報等の通信事業に政府はどのような関与をしているか。 二 日本国民がロシアの郵便、電話を用いて北方四島と通信を行うことは、北方四島に対する口

シアの不法占拠を容認する恐れがあると思料するところ、政府の見解如何。

三 日本から北方四島に対して行う架電は国内通話として扱われているか、それとも国際通話として扱われているか。

四 過去に東京の外務本省で勤務する外務省職員が電話で北方四島に居住するロシア国籍所持者と会話をしたことがあるか。

内閣衆質一六五第一四八号
平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が、法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、御指摘の事業を行うことが事実上できない状況にある。外務省として承知している限りでは、一般に、御指摘の通信は、我が国国民が北方四島又はその周辺水域において北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形で一定の活動を行うために設定されている日露間の枠組みの実施に関連して行われていること等から、北方領土問題に関する我が国の立場を損なうものではないと考えている。

三について

国際通話として扱われていると承知している。

四について

御指摘の事例はある。

平成十八年十一月九日提出
質問 第一四九号

やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問主意書
意書

内閣府が主催するタウンミーティングで、出席予定者に教育基本法改正に賛同の質問案文を事前に送り、開催当日、主催者の意向に沿って質問するよう求めていた問題は、タウンミーティングがやらせで行われていた実情を浮き彫りにしている。

内閣府のパンフレットによれば、タウンミーティングは「国民と閣僚との直接対話」として、次のように説明している。「タウンミーティングは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について、広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることで、内閣と国民との対話を促進することをねらいとして開催されています」。このような趣旨に反し、実際には質問案文が出席者に事前に送付され、タウンミーティングがやらせで開催されていたことは、表の看板と実際の内容がまったく異なるものであり、国民を愚弄するものであると考える。

このようなやらせのタウンミーティングは小泉内閣のもとで行われたものであり、当時、内閣府を統括する立場にあった安倍晋三前内閣官房長官、現内閣総理大臣の自らの責任が当然明らかにされるべきであるが、その責任が明らかにされていないと考えるので、以下、質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣は、平成十七年十月三十一日に小泉内閣の内閣官房長官に就任し、安倍晋三内閣発足まで在任している。タウンミーティングの主催者である内閣府の事務を統括する立場や閣僚が出席し国会の重要法案をテーマとするタウンミーティングであった点に着目すれば、当時安倍晋三内閣官房長官が、九月二日に青森県八戸市で開かれた教育基本法改正についてのタウンミーティングに深く関与していたものと考えられる。このタウンミーティングに当時の安倍晋三内閣官房長官は、どのように係わっていたか明らかにしていただきたい。

二 タウンミーティングが、「広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることで、内閣と国民との対話を促進することをねらいとして開催されています」というのであれば、国民の自由な意見表明が保証されなければならないと考えるが、そのような配慮がなされていたか、伺いたい。また、今後、タウンミーティングは国民の自由な意見表明を保証するよう運用されるべきだと考えるが、今後の運用のあり方について見解を伺いたい。

三 タウンミーティングは内閣府の主催で開催されてきた。また内閣府において内閣官房長官は、内閣府設置法第八条によれば、「内閣総理大臣の命を受けて内閣府の事務を統括し、職員

の服務について統督する」とされている。したがって、内閣府が主催するタウンミーティングについても、内閣官房長官に責任があるのは明らかである。当時、内閣官房長官であった安倍晋三内閣総理大臣は、やらせのタウンミーティングについて、内閣官房長官当時の自らの責任を明確にし、謝るべきである。見解を伺いたい。

四 教育基本法改正に関するタウンミーティングのように、内閣の意向に沿うような質問案文と質問者を事前に用意するというやり方が、運用のマニユアルとして定着していたのではないかと見る向きもあるが、実情はどうだったのか、答えていただきたい。また運用マニユアルがあれば、概要を明らかにしていただきたい。

五 タウンミーティングは小泉内閣のもとで平成十三年五月十六日に二十人程度の体制で担当室が設置されると発表され、以降、百七十四回開催されてきたとされている。膨大な国民の税金が投入されてきたと考えられるが、その大半がやらせのタウンミーティングだったとの指摘もある。このようなやらせのタウンミーティングは、表の看板を偽り、国民に対する詐欺的行為と言わなければならない。これまでのタウンミーティングに予算・国民の税金をどれだけ投入してきたか明らかにし、百七十四回のタウンミーティングのうち、やらせのタウンミーティングについては、前官房長官はじめ責任者が費用を弁償返還すべきだと考えるが、見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一四九号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府大臣官房タウンミーティング担当室は、適宜、当面のタウンミーティングのテーマについて内閣官房長官に諮っている。また、各タウンミーティングの状況については、出席した閣僚から閣僚懇談会において報告されているところである。お尋ねのタウンミーティングの場合についても同様である。

二、三及び五について

タウンミーティングは、積極的な「国民との対話」を通じて、国民の協力と支援の下に、新しい社会、新しい未来を創造していく作業として、国民が政策形成に参加する機運を醸成することを目的に平成十三年度から開催してきた。このような目的を実現するため、これまで、公募による参加者が自由に意見を表明することはもちろんのこと、参加者と閣僚との対話を活発化するための運営上の工夫を行ってきたところであり、内閣と国民とをつなぐ有意義な対話の

場が定着したものと考えている。他方、特定の方に発言案としての文書をお示していたという、一部運営上の行き過ぎた行為については、今後は一切行わないこととするとともに、これまでのタウンミーティングについて点検を行い、その上ですべてを判断し、新しい透明な運営方法も早急に確立してまいりたい。

また、タウンミーティングの運営に係る執行済み経費については、平成十三年度は九億三千九百三十二万九千円、平成十四年度は一億九千三百四十一万円、平成十五年度は二億九千七百一十二万二千円、平成十六年度は二億四千二百八十六万六千円、平成十七年度は二億九千五百五十四万四千円、平成十八年度は二千三百三十六万一千円である。

四について

お尋ねの内閣の意向に沿うような質問案文と質問者を事前に用意する内容のマニュアルは存在しないが、各タウンミーティングについて、会場の利用、受付・警備、緊急時の対応等に用いるマニュアルは存在する。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による報道関係者の動向調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小宮山洋子君提出タクシースの全面禁煙化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の手当に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意した時点での北朝鮮の核開

発を巡る外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問に対する答弁書

平成十八年十一月十日提出
質問 第一五〇号

外務省による報道関係者の動向調査に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省による報道関係者の動向調査に関する質問主意書

一 政府の報道の自由に対する基本認識如何。

二 政府の取材の自由に対する基本認識如何。

三 外務省は報道関係者に週刊誌や月刊誌の記者や編集者が含まれると認識しているか。

四 外務省職員が報道関係者の動向や取材の状況について調査することが認められているか。認められているならば、その法令上の根拠について明らかにされたい。

五 二〇〇六年十月五日に外務省職員が国後島のスモルチニコフ日本センター長に対し、「国後島に日本人が三人来ていますか。彼らがどのような方法で島にきたのか教えてください」との趣旨の電話をした事実があるか。
右質問する。

内閣衆質一六五第一五〇号

平成十八年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による報道関係者の動向調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による報道関係者の動向調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

最高裁判例において、「報道の自由は、表現の自由を規定した憲法第二十一条の保障のもとにある」、「このような報道機関の報道の自由が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法第二十一条の精神に照らし、十分尊重に値する」（最高裁昭和四十四年十一月二十六日大法廷決定）とされていることから、政府としては、報道機関が有する報道の自由を侵さないようするとともに、取材の自由についても十分尊重すべきであると考える。

三について

外務省としては、御指摘の者は、報道関係者に含まれるものと認識している。

四について

お尋ねの「報道関係者の動向や取材の状況について調査する」の意味が必ずしも明らかでないため、外務省としてお答えすることは困難である。

五について

外務省において調査した範囲では、御指摘の事実はなかった。

平成十八年十一月十三日提出
質問 第一五 一号

タクシーの全面禁煙化に関する質問主意書

提出者 小宮山洋子

タクシーの全面禁煙化に関する質問主意書
我が国も批准している「たばこ規制枠組条約」において、政府は、受動喫煙から人々を保護するため、公共的な場所における積極的な取り組みを義務づけられている。また、健康増進法第二十五条では、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙の防止に努めなければならないとされており、厚生労働省はタクシーもそれに当たるとの見解を示している。

しかし、タクシーは、他の交通機関と比べて禁煙化が進んでおらず、平成十八年三月末の時点で、全国の禁煙車両率はわずか三パーセントに過ぎない。この原因は、タクシー事業者の自主性に任されているためと考えられ、国は前記の条約及び健康増進法の趣旨に則り、タクシーの全面禁煙化に向けた対策を速やかに講ずる必要があるものと考ええる。

そこで、次の事項について質問する。

一 タクシー以外の公共交通機関は、ほぼ禁煙化されている。国土交通省は、タクシーを「公共交通機関」と位置付けているが、タクシーが禁煙化の流れから取り残されている現状を是認するのか。見解を問う。

二 乗務員と利用者の受動喫煙防止を図ること及び安全運転確保の観点から「乗客の車内喫煙禁止」を旅客自動車運送事業運輸規則の改正により命じることはできないのか。見解を問う。

三 客が乗車している車内において乗務員が喫煙

することを、旅客自動車運送事業運輸規則第四十九条第二項第三号で禁じているが、この条文の趣旨に受動喫煙の防止が含まれているのか。見解を問う。

四 禁煙タクシーと喫煙可能タクシーを一定割合で併存させるという施策では、喫煙車両乗務員を受動喫煙から守ることは不可能である。この施策についての見解を問う。

五 タクシー禁煙化訴訟の判決（平成十七年十二月二十日東京地裁）は、「タクシー車内における乗客の喫煙による乗務員の健康への影響は看過しがたい」「タクシー事業者の自主性に任せず、国による適切な対応が期待される」「利用者の立場からも全面禁煙化が望ましい」と指摘している。この指摘及び対応について見解を問う。

六 海外では、例えばイギリス、アメリカ、フランス、カナダ、オーストラリア、イタリア、中国、台湾、韓国、タイなど多くの国はタクシー車内での喫煙を禁じている。これらの国々は、政府主導で対応してきたと見られるが、我が国もこれを見習うべきではないか。見解を問う。

七 タクシー業界の指導機関である旧東京タクシー近代化センター（現・東京タクシーセンター）は、タクシーはバスなど旅客の大量輸送機関と異なり、唯一のドア・ツー・ドアの個別輸送機関であるから、乗客の意思が絶対的に優先するとしている。そのため、車内で乗客が窓を開けることなく喫煙を開始しても、喫煙を断ったり、勝手に窓を開けてはならず、それに違反する行為は「接客態度違反」であると断定して、事業者及び乗務員を指導してきた事実がある。また旧運輸省自動車交通局旅客課もそれを支持する見解を新聞等で述べている。そうした

見解・指導がいまでもまったく問題がないと考えているのか。見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一六五第一五一号

平成十八年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山洋子君提出タクシーの全面禁煙化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山洋子君提出タクシーの全面禁煙化に関する質問に対する答弁書

一について

タクシーについては、全タクシーに占める禁煙化されたタクシーの割合は低い水準にあるものと承知している。タクシーの禁煙化については、各事業者において自主的に取り組むべきものであると考えているが、国土交通省においては、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）を改正し、タクシー内の禁煙に関する規定を設けることにより、タクシー事業者が禁煙化されたタクシーを導入しやすくするための措置を講じてきているところである。

なお、鉄道や乗合バス等の禁煙化についても、タクシーと同様に、法令による義務付けではなく、各事業者がその経営判断によって自主的に取り組んでいるものであると承知している。

二について

タクシーの禁煙化については、喫煙者を含む

利用者のニーズや乗務員に対する安全配慮義務等を勘案し、タクシー事業者がその経営判断によつて自主的に取り組むべきものであると考えており、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的とする旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）により一律に義務付けることは適当ではないと考えている。

三について

旅客自動車運送事業運輸規則第四十九条第二項第三号の規定は、輸送の安全及び旅客の利便を図る観点から規定しているものであると考えている。

四について

タクシー乗務員の受動喫煙の防止については、健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第二十五条の規定等を踏まえ、タクシー事業者において自主的に取り組むべきものであると考えている。

五について

御指摘の訴訟の判決においては、国には原告らの主張するようなタクシー内の喫煙を全面的に禁止する等の規制権限は存在しないことに加え、タクシー内での喫煙を禁止しないことは、第一次的にはタクシー事業者と乗務員との労働契約に基づく安全配慮義務との関係で問題とされるべきものであることとして、原告らの請求は棄却されていると承知している。

なお、一について述べたとおり、国土交通省においては、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を改正し、タクシー内の禁煙に関する規定を設けることにより、タクシー事業者が

禁煙化されたタクシーを導入しやすくするため
の措置を講じてきているところである。
六について

国土交通省においては、御指摘の海外の事例
については承知していないが、我が国において
は、タクシーの禁煙化については、各事業者に
おいて自主的に取り組むべきものであると考え
ている。

七について

旧財団法人東京タクシー近代化センター(現
在の財団法人東京タクシーセンター)は、タク
シー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律
第七十五号)第三十四条第一項の規定に基づ
き、国土交通大臣の指定を受けてタクシー事業
の利用者からの苦情を処理するとともに、タク
シーの運転者に対して指導等を行っている。

具体的にどのような行為に対してどのような
指導がなされるべきかについては、同センター
によつて個別具体的に判断されるものであると
考えており、御指摘の事案については、具体的
に承知していないため、お尋ねについてお答え
することは困難である。

平成十八年十一月十三日提出
質問 第一五二号

外務省在外職員の手当に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員の手当に関する再質問主意
書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一三六号)を踏
まえ、追加質問する。

一 経済協力開発機構作成の二〇〇六年八月の内
外価格差(以下、「内外価格差」という。)は、外
国の物価水準を知る上でどのような意味を持つ
資料か。

二 「内外価格差」によれば、ワシントンを中心と
した場合に、ロシア、就中、モスクワの水準はど
れくらいになるのかを明らかにされたい。

三 二の数値はロシア、就中、モスクワの物価水
準を知る上でどのような意味を持つと外務省は
認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六五第一五二号

平成十八年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の手
当に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員
の手当に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの経済協力開発機構作成の内外価格差
とは、同一の代表的な消費財及びサービスの組
合せを各国内で購入する場合の価格を現地通貨
百単位とした場合に、価格調査時の為替レート
を用いて換算した他国における価格のことをい
い、物価水準を示す一つの指標として経済協力
開発機構が作成したと承知している。

二及び三について

ロシア連邦は経済協力開発機構に加盟してお

らず、お尋ねの経済協力開発機構作成のモスク
ワの内外価格差は存在しないものと承知してい
る。

平成十八年十一月十三日提出
質問 第一五三号

二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意した
時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識
に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意し
た時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の
認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一三四号)を踏
まえ、追加質問する。

一 騙されやすい人物が外交交渉に従事すること
が適切と外務省は考えているか。

二 二〇〇二年九月十七日に日朝平壤宣言に合意
した時点において、外務省は北朝鮮が核実験を
行う可能性があることと認識していたか。

三 二〇〇六年十月九日に北朝鮮が核実験を行う
より前に外務省は北朝鮮が核実験を行うとの認
識を持つに至ったか。至つたとするならばそれ
はいつか。

四 外務省は北朝鮮がどの時点で平壤宣言に違反
する行為をとっていると認識するようになった
か。
右質問する。

内閣衆質一六五第一五三号

平成十八年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七
日に平壤宣言に合意した時点での北朝鮮の核開
発を巡る外務省の認識に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月
十七日に平壤宣言に合意した時点での北朝
鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する再
質問に対する答弁書

一について

何をもつて「騙されやすい人物」と判断すべき
かが必ずしも明らかでないことから、外務
省として、お尋ねについてお答えすることは困
難である。

二から四までについて

お尋ねについて明らかにすることは、我が国
の情報の収集及び分析能力を明らかにすること
になることから、お答えすることは差し控えた
い。

平成十八年十一月十三日提出
質問 第一五四号

年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問
主意書

提出者 長妻 昭

年金不正免除等事件の刑事告発に関する質
問主意書

先に発生した年金不正免除等事件(国民年金未
納者を不正に「不在者設定処理」して平成十七年度
一年間で十万人以上を行方不明者扱いにした事案
も含む)に関して、お尋ねする。

一 この件で、犯罪を犯した職員は存在したか。

二 この件で、法令違反を犯した職員は存在したか。存在するとすれば、何人が、それぞれ、どのような法令違反を犯したのか。また、その法令の罰則規定についてもお示し願いたい。

三 本年六月十六日の衆議院厚生労働委員会、刑事告発すべきという質問に関して、川崎大臣は、「問題点が生じれば、当然、関係機関と連絡をとりながら臨むこととなります」と答弁されている。

参考：議事録の概要をお示しする。

○長妻昭委員 まず、川崎厚生労働大臣にお尋ねしますけれども、ぜひ、今回、不正免除問題で、犯罪の可能性があり、職員を、あるいはその責任者も含めて御判断をいただいて、刑事告発をきつとすると、これは、年金ののぞき見、つまり、未納情報を端末から見ることではないか、三人刑事告発されていると思えますけれども、刑事告発は必ずするんだ、こういうことを大臣から御答弁いただきたいと思うんですが。

○川崎国務大臣 何回も御答弁させていただいていますように、事実関係をまず明らかにすること、その中において問題点が生じれば、当然、関係機関と連絡をとりながら臨むこととなります。以上を踏まえて、刑事告発をするのか否か、お答え願いたい。しない場合は、内閣として、その理由・見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一五四号

平成十八年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出年金不正免除等事件の刑事告発に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年八月三日に社会保険庁が公表した「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第三次調査報告書」における国民年金保険料の全額免除若しくは若年者に対する納付猶予（以下「全額免除等」という。）に係る不適正な事務処理（本人の意思を確認しないまま全額免除等の承認手続を行ったもの（以下「不適正な事務処理類型一」という。）又は電話等により本人の意思を確認した上で職員が申請書を代筆し、全額免除等の承認手続を行ったもの（以下「不適正な事務処理類型二」という。）をいう。）又は住所が不明な被保険者の取扱いに係る不適正な事務処理（以下「免除等に係る不適正な事務処理」という。）に、これにかかわったとして刑に処せられた社会保険庁の職員はいない。

二について

免除等に係る不適正な事務処理のうち、不適正な事務処理類型一については、本人から申請がないにもかかわらず当該承認手続を行ったことが、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十九条第一項の規定に違反する行為であり、不適正な事務処理類型二については、電話等により本人の意思を確認した上で職員が申請書を代筆した

が、当該申請書に本人の押印又は自署がなかったことが、国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十九条に規定する手続に違反していたものである。また、免除等に係る不適正な事務処理は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条第一項又は第九十九条の規定に違反するものでもある。これらのいずれの違反行為についても罰則規定は設けられていないが、このような行為にかかわった者については、同法上の懲戒処分の対象となる場合があり、現に、社会保険庁において、国民年金法第九十条第一項、第九十条の二第二項、第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九条第一項の違反となる事案にかかわったとして国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第二号に基づく懲戒処分として停職、減給若しくは戒告の処分又はこれに準ずる矯正措置として訓告若しくは厳重注意の処分（以下「処分」という。）を受けた職員の数は、四百十七人であり、国民年金法施行規則第七十九条の違反となる事案にかかわったとして処分を受けた職員の数は、千十四人である。また、免除等の不適正な事務処理にかかわったとして、同法第九十八条第一項又は第九十九条の規定に違反することを理由に処分を受けた職員の数は、千四百三十五人である。

三について

免除等に係る不適正な事務処理に関し犯罪があったと思料されるかどうかについて必ずしも明確な結論に達していないことから、社会保険庁として刑事告発するに至っていないものである。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出世界保健機関事務局長選挙に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日朝交渉における朝鮮銀行信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出教育基本法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馬淵澄夫君提出不動産登記オンライン指定再開に関する質問に対する答弁書

平成十八年十一月十四日提出

質問 第一五五号

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

世界保健機関事務局長選挙に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

官 報 (号 外)

算獲得に独自の論理」との見出しで、

『世界保健機関(WHO)の事務局長選挙で日本の候補が負けたのは、在外公館が少なかつたから』。来年度予算編成で在外公館の増設を求める外務省が、こんな論理で攻勢に出ている。歳出削減を掲げる財務省から在外公館職員の高給体質を指摘され、守勢に立たされていた外務省が、巻き返しに向け新たな材料を得た形だが、選挙の敗北を材料に使う姿に、政府内に冷やかな見方も出ている。

八日に行われたWHO事務局長選挙では、日本が推した尾身茂WHO西太平洋地域事務局長が、中国の推す候補者に及ばず落選。翌九日の自民党「外交力強化に関する特命委員会」で、外務省幹部は「敗因はアフリカ票。中国は(投票権を持つ七カ国の)全部に大使館があるが、われわれは二カ国しかない」と訴え、在外公館増設に理解を求める動きに出た。

外務省には昨年、アフリカ諸国の支持を得られず国連安保理改革に失敗した経験もあるだけに、今回の敗北が在外公館増に向けた巻き返しに火を付けたようだ。同省は来年度、アフリカ四カ国を含む計十カ所の在外公館新設(大使館八、総領事館二)を求めている。

財務省は「選挙敗北を増設理由にすればきりがない」(主計局)と、外務省の「焼け太り」を早くも警戒している。

二 過去に日本人で世界保健機関(WHO)の事務局長をつとめた人物がいるか。いるならばその人物の就任時期を明らかにされたい。

三 外務省は、「世界保健機関(WHO)の事務局

長選挙で日本の候補が負けたのは、在外公館が少なかつたから」と認識しているか。かかる認識を正当化する裏証的な根拠があるか。

四 二〇〇六年十一月九日開催された自民党「外交力強化に関する特命委員会」に出席した外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

五 四の会合に出席した外務省職員が、「敗因はアフリカ票。中国は(投票権を持つ七カ国の)全部に大使館があるが、われわれは二カ国しかない」との趣旨の発言を行った事実があるか。あるならばかかる発言を行った外務省職員の官職氏名を明らかにした上で、外務省として、かかる認識が妥当であるか否かについて見解を明らかにされたい。

内閣衆質一六五第一五五号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出世界保健機関事務局長選挙に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出世界保健機関事務局長選挙に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二 について

中嶋宏氏が千九百八十八年七月から千九百九十八年七月まで世界保健機関の事務局長を務めた。

三 について

外務省として、御指摘の選挙において我が国からの候補が当選しなかつた要因について一概に申し上げることは困難である。

四 について

御指摘の委員会には、岩屋毅外務副大臣、松島みどり外務大臣政務官、関口昌一外務大臣政務官、塩尻孝二郎大臣官房長、河相周夫北米局長、別所浩郎国際協力局長、谷崎泰明領事局長等が出席した。

五 について

外務省として、御指摘の委員会において、岩屋毅外務副大臣が、御指摘の選挙において我が国からの候補が当選しなかつた要因について、アフリカにおける我が国の大使館の設置状況を含め分析していく必要がある旨の発言を行ったものと承知している。

平成十八年十一月十四日提出
質問 第一五五号

外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問主意書

一 過去に外務省を退職した職員が秘密を守る義務に違反して訴追された事例があるか。あるならばその直近の事例を明らかにされたい。

二 田中均前外務審議官は現在も秘密を守る義務を負っているか。

三 田中均氏が外務省を退職した後に公刊した書籍、論文、インタビューなどで秘密を守る義務

に違反した事例があるとの認識を外務省は有しているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一五六号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省を退職した職員の秘密を守る義務に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省において確認できる範囲では、外務省を退職した職員が、その職を退いた後に職務上知ることのできた秘密を漏らしたことを理由に訴追された事例はない。

二 について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。

三 について

御指摘の「書籍、論文、インタビューなど」の範囲が定かではないが、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあること等から、外務省としてお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

平成十八年十一月十五日提出
質問 第一五七号

日朝交渉における朝鮮東京信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日朝交渉における朝鮮東京信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問主意書

一 外務省は朝日新聞社コラムニストの船橋洋一氏が「ザ・ペンシユラ・クエスチョン」朝鮮半島第二次核危機(朝日新聞社)(以下、「ザ・ペンシユラ・クエスチョン」という。)を上梓した事実を承知しているか。

二 「ザ・ペンシユラ・クエスチョン」の二十六頁に、

「二度だけ、ミスターXがいかに場違いな問題を持ち出したことがある。

朝鮮破綻問題である。

二〇〇一年末、在日朝鮮人系金融機関である『朝鮮東京信用組合』をめぐる資金流用事件で、東京地検は業務上横領の罪で在日朝鮮人総連合会(朝鮮総連)の元財務局長らを起訴した。日本政府は全国の朝鮮に六千億円という巨額の公的資金を投入する羽目になった。

朝鮮総連による『朝鮮』のカネの不正流用は、朝鮮総連による北朝鮮への不正送金へとつながっているのではないか。日本の捜査当局は、『朝鮮』の背後に総連、その背後に北朝鮮がある』とにらんで捜査していた。

北朝鮮はこの捜査の行方に神経質になつていった。

Xはそれについて『何とかならないか』と求めた。それも一再ならずである。上からの指令なのだろうか。なりふり構わずといった感じだった。

田中は『なるはずないでしょう。それにこの問題はこの交渉の課題ではない』とその都度、突き放した。

という記述があることを外務省は承知しているか。

三 二の記述は事実か。

四 日朝交渉において、朝鮮東京信用組合をめぐる資金流用事件について外務省が公式又は非公式に協議したことがあるか。

五 政府は、朝鮮東京信用組合を通じ、朝鮮総連が北朝鮮に不正送金を行った疑惑があると考えているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一五七号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日朝交渉における朝鮮東京信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出日朝交渉における朝鮮東京信用組合を巡る資金流用事件の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の書物については、外務省として承知している。

二 について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三及び四について

お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

五について

政府としては、朝鮮東京信用組合を通じ、朝鮮総連が北朝鮮に不正送金を行ったとの事実は把握していない。

平成十八年十一月十五日提出
質問 第一五八号

琉球王国の地位に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

琉球王国の地位に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一三二号)を踏まえ、再度質問する。

一 一八五四年に琉球王国とアメリカ合衆国の間で締結された琉米修好条約、一八五五年に琉球王国とフランスの間で締結された琉仏修好条約、一八五九年に琉球王国とオランダの間で締結された琉蘭修好条約の原本はどこに保管されているか。

二 「前回答弁書」において、政府は「沖縄については、いつから日本国の一部であるか」ということにつき確定的なことを述べるのは困難である」と答弁しているが、このことは過去に沖縄が日本国に属していなかった時期があるとの認識を表明したのか。明確な答弁を求める。

内閣衆質一六五第一五八号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する第三回質問に対する答弁書

一 について

御指摘の各「条約」と称するものの原本は、外交史料館において保管されている。

二 について

御指摘の答弁は、過去に沖縄が日本国に属していなかった時期があるとの認識を表明したものである。

平成十八年十一月十五日提出
質問 第一五九号

タウンミーティングに関する質問主意書

提出者 田嶋 要

タウンミーティングに関する質問主意書

教育改革に関して平成十五年十二月十三日から平成十八年九月二日にかけて全国八箇所で開催されたタウンミーティングにおいて、いわゆる「やらせ問題」が発覚し、政府は内閣府を中心として、外部の力も借りながら、小泉政権下で行われた一七四回の全てのタウンミーティングについて、同様の問題が無かったかどうか調査を行うことになった。

このことに関連して、次の四点について質問する。

官 報 (号 外)

一 総計一七四回のタウンミーティングは内閣府が関係したタウンミーティングの総数であると理解するが、政府の過去のタウンミーティングにはその他にも所管省庁が内閣府の協力を得ずに開くものがあったのか。

二 平成十八年四月十一日の第一回から合計三十回(最終回は平成十八年八月二十四日)行われた「食品に関するリスクコミュニケーション(米国产牛肉輸入問題に関する意見交換会)」(以下「米国产牛肉タウンミーティング」)は、前記一に言うところの所管省庁が内閣府の協力を得ずに開いたタウンミーティングの一例と言えるか。

三 政府主催のタウンミーティングの「やらせ問題」によって政府に対する国民の不信感が高まる中で、政府が、総計一七四回のタウンミーティングに加えて、前記二の「米国产牛肉タウンミーティング」のような、内閣府が関与していないタウンミーティングについても徹底的に「やらせ問題」の調査をすることが、政府に対する国民の信用を取り戻すためには不可欠であると考えて、政府の考えは如何。

四 「米国产牛肉タウンミーティング」における「やらせ問題」調査は、政府としていつまでに完了させる考えか。

内閣衆質一六五第一五九号
平成十八年十一月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「タウンミーティング」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、内閣府の設置以降、御指摘の総計百七十四回のタウンミーティングと同様に、国民との対話を目的として、閣僚が出席したタウンミーティングと称するもの(以下「その他タウンミーティング」という。)で、所管省庁が内閣府大臣官房タウンミーティング担当室の協力を得ずに開催したものと見做すのは、外務大臣、農林水産大臣、環境大臣又は内閣府特命担当大臣(科学技術政策)が出席したものがある。

なお、総計百七十四回のタウンミーティングは、内閣府大臣官房タウンミーティング担当室において担当したものである。この外内閣府では、その他タウンミーティングにおいて、他省の閣僚が出席したものに食品安全委員会事務局及び沖縄総合事務局が協力したものがある。

二について

お尋ねの厚生労働省及び農林水産省が主催した平成十八年四月十一日から同月二十四日まで及び同年六月一日から同月十四日までの間の「食品に関するリスクコミュニケーション(米国产牛肉輸入問題に関する意見交換会)」並びに同年七月二十八日から同年八月二十四日までの間の「米国产牛肉輸入問題(対日輸出認定施設の現地調査結果に関する説明会)」(以下「意見交換会等」という。)については、その他タウンミーティングの一例ではない。

三について

総計百七十四回のタウンミーティングについては、「調査」を行うこととしており、その他タウンミーティングについては、お尋ねの「調査」を行うか否かについては、それぞれの担当省庁において、適切に判断すべきものと考えている。

四について

意見交換会等において、あらかじめ特定の者に対し、質問の依頼を行った事実はないと承知している。

平成十八年十一月十六日提出
質問 第一六〇号

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問主意書

朝日新聞社コラムニストの船橋洋一氏の著書

「ザ・ペンシユラ・クエスチヨ」 朝鮮半島

第二次核危機(朝日新聞社)の二十七、二十八頁に、

「交渉に当たって、田中はミスターXに『三つの基本的な原則』を示し、それに対する同意を得た上で、協議を進めてきた。

それは、

第一、発言は個人的立場から行い、かつ、発言はいつでも撤回できる。

第二、水面下の交渉で合意したことは必ず公式のプロセスで確認する。

第三、すべての面で秘密を守る。

の三点である。」
という記述があることを外務省は承知しているか。

二 一で書かれた「三つの基本的な原則」にもとづいて田中均氏が北朝鮮のミスターXと交渉したというのは事実か。

三 田中均氏とミスターXとの交渉について、外務省に記録が保管されているか。

四 一の「三つの基本的な原則」で対北朝鮮外交を進めたことは我が国の国益に照らし、適切であったか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一六〇号
平成十八年十一月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

二から四までについて

お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十八年十一月十六日提出
質問 第一六一号

教育基本法案に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

教育基本法案に関する質問主意書

教育基本法案(以下「法案」という。)について質問する。

一 現在、教育が抱えている左記の諸問題について、今回の法案が成立・制定されることにより、どのような解決策が導き出されるのか。国民にわかりやすいように、それぞれについて答えられたい。

- ① いじめ
- ② 不登校
- ③ 校内暴力・凶悪犯罪
- ④ 学級崩壊
- ⑤ 中途退学
- ⑥ 学力低下

二 「国を愛する心」または「国を愛する態度」について問う。

① 法案第二条第五号では「我が国と郷土を愛する・・(中略)・・態度を養う」と規定されているが、愛する「心」ではなく「態度」とした理由は何か。

② 現行の小・中学校の学習指導要領では既に「国を愛する心」「国を愛し」と明記されているが、法案の文言と平仄があわないのではないのか。それとも法案成立後に、学習指導要領を改訂して法案の表現にあわせるのか。

③ 同条の趣旨は、愛する「態度」を養えばよく、いわゆる「面従腹背」、すなわち、心の中では我が国を愛していないくても、外見から判

断して「愛する態度」を示していれば足りるのかの考えか。

④ 具体的に「国を愛する態度」を、教育現場でどのように養っていくのか。

三 法案第五条第一項で、中教審答申に反し、義務教育期間(九年の年限)を削除した理由如何。法改正後、義務教育期間をどのように規定するのか、あるいはしないのか。

四 株式会社が設立する学校は、法案第六条に規定する「公の性質」等と矛盾せず、六条違反ではないと考えてよいのか。

五 法案第十三条に「学校、家庭及び地域住民は・・(中略)・・相互の連携及び協力に努める」と規定されているが、具体的には何を想定、意味しているのか。具体例をあげて説明されたい。

六 いわゆる「教育バウチャー制度」について問う。

① 安倍首相が、その著書「美しい国へ」でふれ、自民党総裁選時にも議論になった、いわゆる「教育バウチャー制度」について、政府はどのような制度と認識しているのか。

② 米国における「教育バウチャー制度」は、全国普遍的な制度ではなく、主に貧困層を対象にした特例的な救済策と理解しているが、政府は、米国の「教育バウチャー制度」の仕組みをどう認識しているのか。

③ 「教育バウチャー制度」、すなわち「学校選択制」は、越境入学等地域外からの学生、生徒の流入増等により、一層学校の地域からの遊離を促進すると考えられ、法案第十三条にいう「学校、家庭及び地域住民の相互の連携及び協力」に逆行する政策ではないか。

七 法案第十六条について問う。

① 同条に規定する「不当な支配」とは、どのような場合を指すのか。また、誰が「不当な支配」であると判断するのか。

② 同条において新たに追加された、教育は「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」という文言により、現状以上に国家統制色が強まると懸念する向きもあるが、その意味内容如何。現行法下の教育または教育行政にどのような影響または変化が及ぶのか。あるいは単なる現状追認(確認)規定にすぎないのか。

内閣衆質一六五第一六一号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出教育基本法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出教育基本法案に関する質問に対する答弁書

一について

教育基本法案(以下「法案」という。)は、基本法として、我が国の教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項等を定めるものである。他方、御指摘のいじめや不登校等の教育をめぐる具体的な諸問題については、法案により直ちにその解決策が導き出されるというものではなく、国及び地方公共団体をはじめとして、学校、家庭、地域住民その他の関係者において、相互の連携及び協力の下で、それぞれ

の問題の解決に向けた施策や措置等を講ずることにより対処する(法案第十三条、第十六条から第十八条まで等参照)必要があると考えている。

二の①について

法案第二条第五号では、教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること」他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することとを一体として規定することとしたところであり、これらを受ける語句としては「態度を養う」とすることが適当と判断したものである。

二の②について

お尋ねの「国を愛する心をもつ」や「国を愛し」等は、現行の学習指導要領において、教科等の目標や内容等として規定しているものであり、法案第二条第五号において、教育の目標として「我が国と郷土を愛する・・態度を養う」と規定しているのと同様の趣旨のものである。したがって、法案の成立によって、直ちに現行の学習指導要領を改訂しなければならないものとは考えていない。

二の③について

我が国と郷土を愛する「態度」と「心」とは別個のものではなく、教育の過程を通じて、一体として養われるものと考えている。

二の④について

現在、小学校、中学校及び高等学校等においては、例えば、国家や社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について調べることを通じて、我が国の国土、歴史、伝統、文化等について理解を深め、我が国に対す

る愛情を育てる指導が行われており、法案が成立した後においても、このような指導の充実を図ってまいりたい。

三について

法案は、基本法として、我が国の教育の目的及び理念等を定めるものであるため、義務教育の期間については、時代の要請に応じて柔軟に対応することができるよう、別に法律で定めることとし、法案には規定していない。なお、義務教育である小学校や中学校等の修業年限については、既に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定されているところである。

四について

構造改革特別区域において学校設置会社により設置される学校は、法案第六条第一項に定める「公の性質」を有し、学校教育法の規定に基づいて設置されるものであり、同項の規定に抵触するものではない。

五について

法案第十三条に規定する「相互の連携及び協力」の例としては、保護者や地域住民等が、学校の課外活動における指導への協力や学校の周辺の安全確保のための活動を行うこと等により学校における教育活動に協力すること等が挙げられる。

六の①について

お尋ねの「教育バウチャー制度」は、論者により捉え方が様々であるものと認識しており、今後、その定義も含め、各方面の意見を聴きながら、対応を考えていくべきものと考えている。

六の②について
現在、米国の一部の州等において導入されて

いるいわゆる「教育バウチャー制度」の内容はそれぞれ異なっているが、低所得者や障害者等特定の者を対象として実施されているものと認識している。

六の③について

いわゆる「教育バウチャー制度」の導入に伴うものも含め学校選択制については、学校と地域とのつながりが希薄になるなどの指摘がされている一方で、学校に対する保護者などの関心が高まり、家庭や地域の協力を得やすくなるという指摘もされている。

また、学校選択制の導入については、各地方公共団体において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力の観点も踏まえつつ、地域の実情に即して適切に判断すべきであると考ええる。

七の①について

「不当な支配」とは、国民全体の意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すものである。「不当な支配」であるか否かが争いとなった場合には、最終的には司法の場において、個別具体の事実関係に即して判断されるものと考ええる。

七の②について

お尋ねの文言は、教育が、日本国憲法の下、国権の最高機関とされ、国民を代表する議員により組織される国会において制定された法律の定めるところにより行われるべきものである旨を明確にするために規定するものであり、御指摘の「国家統制色が強まる」との懸念は当たらない。

平成十八年十一月十六日提出
質問 第一六二号

不動産登記オンライン指定再開に関する質問
主意書

提出者 馬淵 澄夫

不動産登記オンライン指定再開に関する質問
問主意書

登記識別情報については、政府は、質問に対する答弁書（内閣衆質一六五第三一号）の中で「その廃止等を含め見直しの必要性を指摘する意見が寄せられているところ、現在、法務省において、有識者による登記識別情報制度についての研究会（以下「研究会」という。）を開催するなどしているところであり、その結果をも踏まえた検討を行うこととしている」と答えている。しかし、研究会での検討が行われている中、法務省は、七月に指定を取り消すことで凍結していたはずのオンライン指定を十分な説明のないままに突然再開した。これは、研究会をないがしろにする暴挙であり極めて遺憾である。従って、次の事項について質問する。

一 研究会の最終報告を待たずに、オンライン指定を再開することは、既成事実を積み上げることで研究会の報告を事実上無視するものであり、また、研究会の報告を踏まえて検討を行うとした政府の答弁に反するものと考えるが政府の見解は如何か。
二 研究会の報告次第ではシステム改良等が行われる可能性があり、現時点でオンライン指定を再開することは二重投資にもつながりかねない

い。とりわけ、問題が指摘されている甲号のオンライン指定は問題を拡大させるもので看過できない。指定再開は延期、取消しすべきと考えるが政府の見解は如何か。

三 登記識別情報については、利便性に対する国民の意見、要望を広く聴くべきであり、研究会の報告をパブリックコメントに付した上で慎重に検討した後にオンライン指定の再開が行われるべきと考えるが政府の見解は如何か。

四 不適切な登記識別情報の発行という不祥事に対応したシステム上の改善作業は、オンライン指定再開の最低限の前提となると考えるが、とりわけ問題が指摘されていた不動産登記規則第一四七条第二項の同順位識別符号問題に関するシステム改修は行われたのか。
右質問する。

内閣衆質一六五第一六二号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員馬淵澄夫君提出不動産登記オンライン指定再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馬淵澄夫君提出不動産登記オンライン指定再開に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）附則第六条の規定による法務大臣の

指定(以下「指定」という。)の「再開」については、不動産登記制度の信頼性をより高める観点から行った登記識別情報に関するシステム上の改善が完了したことから、指定の告示(平成十八年十一月九日法務省告示第五百十三号。以下「今回の指定」という。)を行ったものである。

法務省において開催している有識者による登記識別情報制度についての研究会(以下「研究会」という。)においては、分科会を設置して登記識別情報の安全性を検証することとされ、指定をするか否かの問題は、研究会での登記識別情報制度についての議論とは切り離し、法務省において対応すべき事項であることが確認されたところであり、その後、分科会から、改善前後のプログラムにつき問題がない旨の検証結果が報告されている。

したがって、今回の指定は、何ら問題のないものと認識している。

四について

御指摘の「とりわけ問題が指摘されていた不動産登記規則第一四七条第二項の同順位識別符号問題」についてはその意味が必ずしも明らかでないが、今回の指定は、一から三までについて述べたとおり、登記識別情報に関するシステム上の改善が完了したことから行ったものである。なお、先の答弁書(平成十八年十月十日内閣衆質一六五第三一号)の2について述べたとおり、本年八月一日付で公表された登記識別情報の発行に対応したプログラムの修正は、既に行っている。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 道州制特別区域基本方針(第五条・第六条)

第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

第一節 道州制特別区域計画の作成等(第七條—第九條)

第二節 法令の特例措置(第十条—第十八條)

第三節 交付金の交付(第十九條)

第四章 道州制特別区域推進本部(第二十条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道

州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方(三以上の都府県の区域(平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。)の全部をその区域を含むものに限る。)のいずれかの地方の区域の全部をその区域を含む都道府県であつて政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。)の区域をいう。

2 この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策(以下「広域的施策」という。)に関する行政をいう。

3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業(以下「事務等」という。)についての第十一条から第十六条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。

4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十一条から第十六条までの規定及び前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとし

て、その範囲が定められているものをいう。

(基本理念)

第三条 道州制特別区域における広域行政の推進(以下単に「広域行政の推進」という。)は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせる一体的に活用することを旨として、行われなければならない。

2 広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

(国及び特定広域団体の努力義務)

第四条 国及び特定広域団体は、前条に定める基本理念にのっとり、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならない。

第二章 道州制特別区域基本方針

(道州制特別区域基本方針)

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針(以下「道州制特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項 二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 三 広域行政の推進に關し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間 四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項 五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に關する基本的な事項 六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項 3 内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 政府は、第二項第三号の計画期間(以下単に「計画期間」という。)が満了することとなる場合においては、あらかじめ、同号に規定する措置を継続する必要性その他の評価を行つて道州制特別区域基本方針を見直し、必要が生じたときは、内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。情勢の推移により道州制特別区域基本方針の変更をする必要が生じたときも、同様とする。 5 内閣総理大臣は、前二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道州制特別区域基本方針を公表しなければならない。 (特定広域団体の提案) 第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に關し	て、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができ、この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。 2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更(変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。	第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置 第一節 道州制特別区域計画の作成等(道州制特別区域計画の作成) 第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に關する計画(以下「道州制特別区域計画」という。)を作成することができる。 2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 道州制特別区域計画の目標 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容 三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項 四 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容 イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事(火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。) ロ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設	事業(国が当該保安施設事業を行つてゐる森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に關する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。) ハ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第一項に規定する道路(同法第八十八條第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行つてゐるものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に關する事業 二 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第五條第一項に規定する二級河川(同法第九十六條の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行つてゐるものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事 五 第二号の広域的施策の施策効果(当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。)の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項 六 その他内閣府令で定める事項 3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。
---	---	--	---

4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

(国の援助)

第八条 国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告)

第九条 内閣総理大臣は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の実施の状況並びに第七条第二項第五号に規定する広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、これを道州制特別区域推進本部に提出するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第二節 法令の特例措置

(法令の特例措置の適用)

第十条 特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

(児童福祉法の特例)

第十一条 特定広域団体が別表第一号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に

よる公告の日(第三項を除き、以下単に「公告の日」という。)以後における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第五項の規定の適用については、同項中「国が開設した病院について」とあるのは、「国が開設した病院(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第一号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二十一条に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は、国が開設した病院(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院に限る。)について」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に児童福祉法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日(以下「変更公告等の日」という。)において現に第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法第二十条第五項の規定による当該特定広域

域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院(前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。)は、当該変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第五十九条の四の規定は、適用しない。

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定の適用については、同条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二十一条に規定する特定広域団体(以下この条において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体」と、

「薬局については」とあるのは「薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、

「療養施設又は介護療養型医療施設に限る。」に

「と、」とあるのは「療養施設又は介護療養型医療施設に限る。」に

「と、」とあるのは「療養施設又は介護療養型医療施設に限る。」に

を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二十一条に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、

「介護療養型医療施設」とあるのは「介護療養型医療施設(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に限る。)について」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。)」とする。

3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等(病院若し

くは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日（第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。）

4 特定広域団体が第一項若しくは第二項の道州制特別区域計画を変更し、これらの規定に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現にこれらの規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等又は地域密着型介護老人福祉施設等（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第八十四条の二の規定は、適用しない。

（商工会議所法の特例）

第十三条 特定広域団体が別表第四号に掲げる事

務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）第四十六条第二項及び第三項（いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く）、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事と、同条第三項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。

第十四条 特定広域団体が別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）第

三條第一項の規定の適用については、同項第一号中「厚生労働大臣の指定する調理師養成施設」とあるのは、「調理師養成施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この号において「計画作成特定広域団体」という。）の区域以外の区域に所在する調理師養成施設にあっては厚生労働大臣が指定するものに限り、計画作成特定広域団体の区域に所在する調理師養成施設にあっては当該計画作成特定広域団体の知事が指定するものに限り」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に調理師法第三条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の指定を受けている調理師養成施設は、当該公告の日（前項の規定により読み替えて適用する同号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。）

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する調理師法第三条第一項第一号の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている調理師養成施設（前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。）は、当該変更公告等の日に同法第三条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

（母子保健法の特例）

第十五条 特定広域団体が別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十條第五項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第六号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。）についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「薬局についてはその主務大臣」とあるのは「薬局（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局に限る。）についてその主務大臣」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に母子保健法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等は、当該公告の日（前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。）

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に同項の規定により読み替えて適用する母子保健法第

第一項の規定により読み替えて適用する母子保健法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第二十六条の規定は、適用しない。

第十六条 特定広域団体が別表第七号に掲げる事

狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第
八十八号）第三十七条（第八項を除く）、第八十
三条第一項第三号、第八十四条第一項第一号及
び第八十六条第一号の規定の適用については、
同法第三十七条第一項中「環境大臣」とあるのは
「環境大臣（道州制特別区域における広域行政の
推進に関する法律（平成十八年法律第 号）

別表第七号に規定する政令で定める麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、同法第七条の規定により同法別表第七号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この条において「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第二項から

と、同法第八十四条第一項第一号中「第三十七
条第五項」とあるのは「第三十七条第五項（道州
制特別区域における広域行政の推進に関する法
律第十六条第一項の規定により読み替えて適用

前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条の規定により環境大臣がした許可等の処分その他の行為で別表第七号に掲げる事務に係るものについては、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する同条の規定により当

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画

を變更し、同項に規定する事項が定められないこととなつた場合又は計画期間が満了した場合においては、變更公告等の日前に同項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条の規定により当

（地方自治法の特例）

第七十七條 第十一條第一項、第十二條第一項及び第二項並びに第十五條第一項の規定により読み替へて適用する児童福祉法、生活保護法及び母子保健法の規定並びに第二條第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九、第二百五十二條の二十二及び第二百五十二條の二十六の三の規定は、適用しない。

第十八条 この節に定めるもののほか、別表に掲

ける事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画が第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告された場合、特定広域団体が当該道州制特別区域計画を変更し、同表に掲げる事務等に関する事項が定められないこととなった場合及び計画期間が満了した場合における必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令（同表第八号の主務省令で定める事務等に係るもの）にあつては、主務省令で定める。

第十九条 国は、道である特定広域団体に対し、

当該特定広域団体の作成した道州制特別区域計画に第七条第二項第四号に掲げる事項が定められている場合において、当該特定広域団体が次の各号に掲げる工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、当該各号に定める種類の交付金を交付することができる。

一 第七条第二項第四号イに掲げる砂防工事
特定砂防工事交付金

二 第七条第二項第四号ロに掲げる保安施設事業 特定保安施設事業交付金

三 第七条第二項第四号八に掲げる事業 特定
道路事業交付金

四 第七条第二項第四号二に掲げる改良工事
特定河川改良工事交付金

2 前項の交付金以下単に「交付金」という。）の額の算定については、同項の主務省令において、第七条第二項第四号イ、ハ若しくはニに規定する施設又は同号ロに掲げる保安施設事業に係る施設の整備の状況その他の事項を勘案し、かつ、前項各号に掲げる工事又は事業を砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば当該工事又は事業の実施に要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定めるものとする。

3 交付金を充てて行う工事又は事業に要する費用については、砂防法、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に
関し必要な事項は、当該交付金の種類に応じ、
主務省令で定める。

第四章 道州制特別区域推進本部

(設置)

第二十条 広域行政の推進に関する施策を総合的
かつ効果的に推進するため、内閣に、道州制特
別区域推進本部(以下「本部」という。)を置く。
(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさど
る。

一 道州制特別区域基本方針の案の作成に関す
ること。

二 道州制特別区域基本方針に基づく施策の実
施の推進に関すること。

三 この法律の規定による広域行政の推進の評
価に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、広域行政の推
進に関する施策で重要なものの企画及び立案
並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十二条 本部は、道州制特別区域推進本部
長、道州制特別区域推進副本部長及び道州制特
別区域推進本部員をもって組織する。

(道州制特別区域推進副本部長)

第二十三条 本部の長は、道州制特別区域推進本
部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大
臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

(道州制特別区域推進副本部長)

第二十四条 本部に、道州制特別区域推進副本部

長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣
をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(道州制特別区域推進本部員)

第二十五条 本部に、道州制特別区域推進本部員
(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべて
の国務大臣をもって充てる。
(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、国の行政機関、

地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通
則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に

規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行
政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第

百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行
政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により

直接に設立された法人又は特別の法律により
特別の設立行為をもって設立された法人であつ

て、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)
第四条第十五号の規定の適用を受けるものをい

う。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表
明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼すること
ができる。

(事務)

第二十七条 本部に関する事務は、内閣官房にお
いて処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌

理する。

(主任の大臣)

第二十八条 本部に係る事項については、内閣法
(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣
は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部
に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(主務省令)

第三十条 この法律における主務省令は、国の行
政機関の長の権限に属する事務等について規定

する法律及び法律に基づく命令(国家公安委員
会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員

会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働
委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省

の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含
む。)とする。ただし、国家公安委員会、公害等

調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会
又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政

機関の長の権限に属する事務等については、そ
れぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会

規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規
則又は船員中央労働委員会規則とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この
法律の実施に関し必要な事項は、政令で定め

(経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

(事務の区分)

第三十三条 第十二条第一項及び第二項の規定に
より読み替えて適用する生活保護法の規定によ

り特定広域団体が処理することとされている特
定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に

規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第三章第二節の規定は、平
成十九年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める
交付金の交付について適用する。

一 第十九条第一項(第二号に係る部分を除
く。) 平成二十二年以降の年度の予算に係

る特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金
及び特定河川改良工事交付金

二 第十九条第一項(第二号に係る部分に限
る。) 平成十九年度以降の年度の予算に係る

特定保安施設事業交付金

(経過措置)

第二条 前条第一項ただし書に規定する規定の施
行の際、特定広域団体が別表第一号から第七号

までのいずれかに掲げる事務等に関する事項が
定められている道州制特別区域計画を第七条

第四項(同条第五項において準用する場合を含
む。)の規定により公告している場合における第

十一条第一項及び第二項、第十二条第一項から

第三項まで、第十三条、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第十一条第一項中「第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第三項を除き、以下単に「公告の日」という。）とあるのは「附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）と、同条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十三条、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項中、「公告の日」とあり、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中、「当該公告の日」とあるのは、「一部施行日」とする。

（検討）
第三条 政府は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（地方自治法の一部改正）
第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）
第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等

（治水特別会計法の一部改正）
第五条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項第三号中「都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金」を「都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金に改め、同条第三項中「一部をを」を「一部について」、「又は補助する」を「補助し、又は交付金を交付する」に改める。
第四条第二項第三号及び第七条第一項中「及び補助金」を、「補助金及び交付金」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
正
第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。
附則第一条第六号中「及び第百十一条」を「第百十一条及び第百十一条の二」に改める。
附則第百十一条の次に次の一条を加える。
（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）
第百十一条の二 道州制特別区域における広域

行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項中「介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設」に、「介護療養型医療施設」を「介護老人保健施設」に改め、同条第三項中「同条第二十五項」を「又は同条第二十五項」に改め、「又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。
（内閣府設置法の一部改正）
第七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項第三号の次に次の一号を加える。
三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七條第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

別表第二、第十一条、第十六条、第十八条関係

番号	事 務 等 の 名 称	関 係 条 項
一	児童福祉法第二十条第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務	第十一条
二	生活保護法第四十九条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十二条（第二項を除く。）
三	生活保護法第五十四条の二第一項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務	第十二条（第一項を除く。）
四	商工会議所法第四十六条第三項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第六十条第三項の商工会議所の解散の認可に関する事務	第十三条
五	調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務	第十四条
六	母子保健法第二十条第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十五条
七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第一項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可に関する事務	第十六条
八	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事務等	

理 由

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(内閣提出 第六十四回国
会閣法第九〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方(三以上の都府県の区域(平

成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。)の全部をその区域を含むものに限る。)のいずれかの地方の区域の全部をその区域を含む都道府県であつて政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。)の区域をいうこととする。

2 道州制特別区域における広域行政の推進(以下単に「広域行政の推進」という。)は、広域に分散して存在する産業等の有する機能及び経済活動等に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用することを旨として、行われなければならないこと等の基本理念について定めること。

3 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針(以下「道州制特別区域基本方針」という。)を定めなければならないこととし、特定広域団体は、道州制特別区域基本方針の変更についての提案をすることができるとすること。

4 道州制特別区域計画に基づく特別の措置
(一) 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画(以下「道州制特別区域計画」という。)を作成することができることとする。

(二) 道州制特別区域計画に定められた特定事務等について、法令の特例措置を適用することとする。

(三) 国は、道である特定広域団体に對し、道州制特別区域計画に定められた特定の工事又は事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付することができるとすること。

5 広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を置くこととする。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものであり、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年十一月二十二日

内閣委員長 河本 三郎

衆議院議長 河野 洋平殿

地方分権改革推進法案

右
国会に提出する。

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方分権改革推進法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針(第五条―第七条)

第三章 地方分権改革推進計画(第八条)

第四章 地方分権改革推進委員会(第九条―第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革(この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。)の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権改革の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによつて、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を

集約的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

(国と地方公共団体との連絡等)

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

(地方分権改革の推進に関する国の施策)

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処

理又はその方法の義務付け及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(財政上の措置の在り方の検討)

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権改革推進委員会

(設置)

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員

にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を次のように改める。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号)がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。)の実施に関すること。
地方分権改革推進法(平成十八年法律第 号)がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画(同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。)の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理 由

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方分権改革推進法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、旧地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方分権改革の推進に関する基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かつて相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務

(一) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有することとする。

(二) 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有することとする。

(三) 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有することとする。

3 国と地方公共団体との連絡等

国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 地方分権改革の推進に関する基本方針

(一) 国は、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとな

るよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化等の措置を講ずるものとする。

(二) 国は、(一)の措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

(三) 地方公共団体は、地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立を図るものとする。

5 地方分権改革推進計画
政府は、地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、地方分権改革推進計画を作成し、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととする。

6 地方分権改革推進委員会

(一) 内閣府に、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員七人をもつて組織する地方分権改革推進委員会を設置すること。

(二) 地方分権改革推進委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること。

7 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うものとする。

二 議案の修正議決理由

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備しようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、財政上の措置の在り方の検討を行うに当たっては、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実に確保等の観点から行うものとする。及び内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針について地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。が必要であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

平成十八年十一月二十八日

総務委員長 佐藤 勉

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字は修正)

(財政上の措置の在り方の検討)

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、○国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付

税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

(所掌事務)○等

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(別紙)

地方分権改革推進法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 今回の地方分権改革が国と地方の関係の基本にわたる見直しを行うものであることを踏まえ、地方分権改革推進委員会の委員の選任に当たって地方公共団体の意見の反映に特に配慮するとともに、地方分権改革推進計画の作成に当たっても、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう、最大限の配慮を払うこと。

二 地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するためには、地方分権改革推進委員会の調査審議が円滑かつ効率的に進められることが必要不可欠であることにかんがみ、同委員会の権限が地方分権改革に係るあらゆる事項に及ぶとの前提の下に、同委員会の要請に応じ最大限の協力を行うよう、万全の措置を講ずること。

三 地方分権改革を集中的かつ一体的に推進する

ためには、地方公共団体との密接な連携と関係府省の誠意ある対応を確保し、国民の関心と理解を得ることが必要不可欠であることにかんがみ、地方分権改革推進委員会の調査審議の基本方針を可能な限り早期に示すことを同委員会に對して要請すること。

四 地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方分権改革推進委員会の勧告を最大限尊重してその実現を図ること。

五 本法に基づき地方分権改革推進計画が実施に移されるまでの間においても、地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させるようなことのないようにすること。また、この間において、地方に係る制度の改正を行う場合、当該改正が本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう、特段の配慮を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円